

閲覧用

— 皆様のご意見をお寄せください —

杉並区狭あい道路拡幅整備条例の改正について

平成28年3月



ご意見をお寄せください（区民等の意見提出手続き）

区は災害に強いまちづくりと良好な居住環境の確保を目的として平成元年に制定した「杉並区狭あい道路拡幅整備条例」の改正を予定しています。そこで、「杉並区区民等の意見提出手続きに関する条例」に基づき、条例の改正案について皆様のご意見を伺います。

郵便、ファックス、Eメールまたは閲覧場所に設置しました意見提出用紙に書いて、ご意見をお寄せください。区公式ホームページからご意見を書き込むこともできます。

なお、ご意見をお寄せいただく際には、お名前・ご住所（あわせて在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地）、事業者の方は事業所の名称・所在地・代表者氏名をお書き添えください。（公表はいたしません）

お寄せいただいたご意見は、条例の改正案の最終とりまとめに活かしてまいります。また、ご意見の概要とそれに対する区の考え方は、「広報すぎなみ」などに公表する予定です。

閲覧場所

区役所土木管理課（狭あい道路整備担当、区役所西棟4階）、区政資料室（区役所西棟2階）、区民事務所、図書館でご覧いただけます。（各閲覧場所の休業日を除く）。

◎意見募集期間 平成28年3月1日～3月30日

◎意見提出先 杉並区都市整備部土木管理課（狭あい道路整備担当）  
〒167-8570  
杉並区阿佐谷南1-15-1  
FAX 03-3316-2470  
E-mail kyoaidoro-t@city.suginami.lg.jp

◎区公式ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp>

◎問い合わせ先 杉並区都市整備部土木管理課（狭あい道路整備担当）  
TEL 03（3312）2111

## 狭あい道路拡幅整備条例の改正について

### 1 条例改正の目的

区は、首都直下地震など災害への備えとして、災害に強いまちづくりを区政の最重要課題と位置づけて様々な対策を講じてきました。中でも狭あい道路（※1）の拡幅整備は、減災対策の中心となる待ったなしの課題です。

しかし、拡幅によって後退した用地に花壇などが置かれている場所では、災害発生時に消防車などの緊急車両の通行ができず、その後の避難や救助もスムーズに行うことができません。そればかりではなく、高齢者のデイサービスの送迎車両が玄関の前につけられない、また、清掃車両が狭い道に入れられないため作業コストが余計にかかってしまうといったことも生じています。

そこで、拡幅整備をさらに進める際の課題について、有識者からなる審議会で議論をいただいた結果、拡幅された後退用地に通行の支障となる物件を置くことを禁止するのは可能、という趣旨の答申を受けました。一方で、区の予算を使って行う整備の義務化に関しては、財産権の関係から、積極論と慎重論の二つの考え方が示されました。

区は、区民の安全・安心を確保するためにも、区による拡幅整備を積極的に義務化していくべきではないか、と考えています。しかし、まずは後退した用地に支障となるものを置くことを禁止して、災害時の道路機能を確保します。その先の取り組みは、事業の実施状況などを見ながら区民の皆さんとさらに議論を重ねていきたいと考えています。

今回、改正条例の骨子案について区民意見を募集しますが、地域全体の安全と安心を拡げる観点で、この取り組みについてお考えいただく機会とし、多くの方からのご意見をお願いいたします。

### 2 審議会からの答申の概要

#### (1) 審議会への諮問事項

- ・私有財産である土地を道路状に整備する場合において、憲法第 29 条（財産権）との関係について
- ・条例の実効性を確保するための手法について

#### (2) 答申の概要

##### ア 道路空間を確保することについて

建築基準法第 42 条第 2 項の規定は、道路中心から 2m 後退させ道路空間を確保することにより建築が可能としたものであり、土地の権利者に後退義務を課し、道路空間を確保させることは自明のことである。

##### イ 道路空間上での通行に支障となる物件の取り扱い

###### 支障物の取り扱い

- ①後退用地に緊急用車両の通行等に支障となる物件の設置を禁止することは、公共の福祉に適合する。
- ②支障物件によっては、代執行による除却も可能である。

##### ウ 後退部分の拡幅整備について

- ・拡幅整備に関する事前協議を義務付け、協議に応じない場合は行政指導のうえ、氏名等の公表をすることが考えられる。
- ・区が公費をもって行う拡幅整備については、財産権との関係において2つの考え方がある。
  - ①区による拡幅整備について受忍義務を課すことは、必要以上に後退部分の使用権の制約を強制することになる。
  - ②区による拡幅整備について受忍義務を課したとしても、特別な犠牲とは言えず、憲法第 29 条に抵触することはない。

※支障物件等について、中立・公平な判断を行うための第三者委員会を設置することが望まれる。

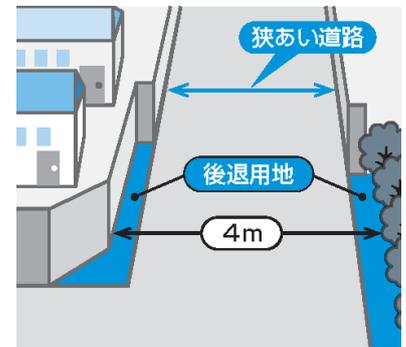
### 3 「杉並区狭あい道路拡幅整備条例」の主な改正内容

狭あい道路の整備を促進するため、条例改正案を作成しました。皆さんからの意見を募集します。主な改正内容は以下のとおりです。

- ①建築基準法第42条第2項により後退した土地（後退用地）に支障となる物件（※2）の設置を禁止する規定を設けます。
- ②この禁止規定の違反者には物件の除却を勧告、命令ができることとし、命令に従わない場合は氏名等の公表や行政代執行法に基づいた措置を行うことができる規定を設けます。
- ③支障物件の設置を禁止する事項等に関し、中立・公平な判断を行うための第三者機関を設置する規定を設けます。
- ④拡幅整備を行う必要性が特に高い路線を重点整備路線（※3）として指定する規定を設けます。
- ⑤拡幅整備の実施状況を公表するとともに、取組の実施状況等を踏まえ必要な措置を行う規定を設けます。

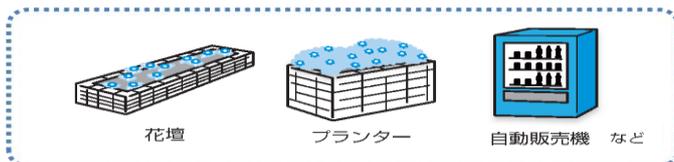
#### （※1）狭あい道路

道路の幅が4m未満の狭い道路をいいます。  
建築基準法では、建物を建てるために4m以上の道路に接していることが義務付けられています。  
道路の幅が4m未満で同法第42条第2項で指定された道路（2項道路）では建替え時に道路中心から2m後退（セットバック）することにより建築することができます。  
この後退した部分を後退用地といいます。

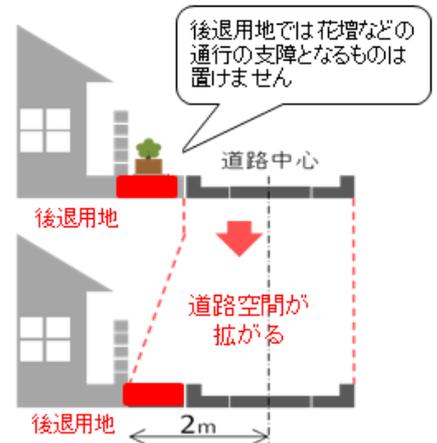


#### （※2）支障となる物件（支障物件）

後退用地においては、災害及び火災の発生時における円滑な避難及び通行の支障となるものは、容易に移動させることができるものを除きすべて支障物件といいます。



置いてはいけない物の例



#### （※3）重点整備路線

拡幅整備を行う必要性が高いと認められる路線を重点整備路線として指定します。  
災害時における避難や緊急車両の通行を確保するため、木造住宅密集地域内の道路、災害時の避難・救援の拠点となる公共施設等や緊急輸送道路に接続する道路など整備の必要性が特に高い路線を指定し、優先的に整備する路線をいいます。

### 4 改正条例骨子（案）

別紙「改正条例骨子（案）と現行条例の対照表」のとおりです。

## 改正条例骨子（案）と現行条例の対照表

改正条例骨子（案）	現行条例
<p>【修正】（目的）</p> <p>狭あい道路の拡幅を推進することについて必要な事項を定めることにより、災害及び火災の発生時における円滑な避難及び通行を確保するとともに、良好な居住環境を整備することを目的とします。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、区民の理解と協力の下に、杉並区内の狭あい道路の拡幅整備を推進することについて必要な事項を定め、もって良好な居住環境の確保と災害につよいまちづくりに資することを目的とする。</p>
<p>（定義）</p> <p>現行条例と同趣旨。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>
<p>【修正】（定義）</p> <p>狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により指定された道路（以下「2項道路」という。）その他幅員4メートル未満の道で、一般交通の用に供されているものとしします。</p>	<p>（1）狭あい道路 幅員4メートル未満の道で、一般交通の用に供されているものをいう。</p>
<p>現行条例と同趣旨。</p>	<p>（2）建築主 狭あい道路に接する敷地（以下「敷地」という。）に建築物を建築しようとする者をいう。</p>
<p>【新規】（定義）</p> <p>土地所有者等 土地所有者及び後退用地又は隅切り用地について、土地所有者に準ずる権利を有する者としします。</p>	
<p>【修正】（定義）</p> <p>後退用地 敷地の一部で、当該狭あい道路の中心線とその中心線からの水平距離2メートルの線との間にある土地をいうものとしします。</p>	<p>（3）後退用地 敷地の一部で、当該敷地と狭あい道路との境界線と、当該狭あい道路の中心線からの水平距離2メートルの線との間にある土地をいう。</p>
<p>現行条例と同趣旨。</p>	<p>（4）隅切り用地 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第2条の規定に基づき建築制限を受ける角敷地のうち狭あい道路に接するもの及び規則で定めるものをいう。</p>
<p>現行条例と同趣旨。</p>	<p>（5）拡幅整備 後退用地及び隅切り用地のうち規則で定めるもの（以下「後退用地等」という。）を、規則で定めるところにより、避難上及び通行上支障のない道路形態に整備することをいう。</p>
<p>【新規】（定義）</p> <p>支障物件 土地に定着する工作物、その他の避難上及び通行上支障となる物件（容易に移動させることができるもの並びに法第2条第1号に規定する建築物及び法第44条第1項に規定する擁壁を除く。）としします。</p>	

改正条例骨子（案）	現行条例
<p>【新規】（区と区民等の責務）</p> <p>区は、狭あい道路の拡幅に関する施策について、周知を図るとともに、計画的に実施しなければならないこととします。</p> <p>区民、事業者、建築主及び土地所有者等は、狭あい道路の拡幅に努めなければならないこととします。</p>	
<p>【新規】（支障物件の設置の禁止）</p> <p>何人も、後退用地（2項道路に係るものに限る。）に支障物件を設置してはならないこととする。ただし、区長が（仮）杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の意見を聴いて、特に必要があると認めた場合は、この限りでないこととします。</p>	
<p>（事前協議）</p> <p>現行条例と同趣旨。</p>	<p>（事前協議）</p> <p>第3条 建築主は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項（法第88条において準用する場合を含む。）に規定する申請若しくは法第6条の2第1項（法第88条において準用する場合を含む。）に規定する確認を受けるための書類の提出又は法第18条第2項（法第88条において準用する場合を含む。）に規定する通知（以下「確認申請等」という。）をする前に、拡幅整備について、規則で定めるところにより区長と事前協議を行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定によるもののほか、拡幅整備をしようとするもの（以下「整備予定者」という。）は、規則で定めるところにより区長と事前協議を行わなければならない。</p>
<p>（拡幅整備）</p> <p>現行条例と同趣旨。</p>	<p>（拡幅整備）</p> <p>第4条 区長は、前条に規定する事前協議が成立し、建築主及び整備予定者（以下「建築主等」という。）から整備承諾を受けた場合は、規則で定めるところにより当該後退用地等の拡幅整備を行うことができる。</p> <p>2 建築主等は、前項の整備承諾をする場合は、関係権利者の承諾を得るものとする。</p>
<p>【新規】（勧告、命令及び公表）</p> <p>1 区長は、支障物件の設置禁止規定に違反した者に対し、支障物件の除却その他必要な措置をとることを勧告することができることとします。</p> <p>2 区長は、1の勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に</p>	

改正条例骨子（案）	現行条例
<p>対し、期限を定めて、支障物件の除却その他必要な措置を命ずることができることとします。</p> <p>3 区長は、2の命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨を公表することができることとします。</p> <p>4 区長は、3の公表をしようとするときは、命令を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えた上で、（仮）杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の意見を聴かなければならないこととします。</p>	
<p><b>【新規】（代執行）</b></p> <p>1 区長は、命令に従わない旨を公表された者が、当該命令に係る措置を履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法の規定により、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができることとします。</p> <p>2 区長は、1の代執行をしようとするときは、あらかじめ、（仮）杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の意見を聴かなければならないこととします。</p>	
<p>（助成金等）  <b>現行条例と同趣旨。</b></p>	<p>（助成金等）</p> <p>第5条 区長は、第3条に規定する事前協議が成立し、建築主等が関係権利者の承諾を得て拡幅整備の全部又は一部を行った場合、そのものに対し、予算の範囲内で、後退用地等のある規則で定める物の除去及び移設等に要した費用を、規則で定めるところにより助成金として交付することができる。</p> <p>2 区長は、前項のほか、隅切り用地について、関係権利者の承諾を得て寄附又は無償使用承諾（以下「寄附等」という。）を行ったものに対して、規則で定めるところにより、奨励金を交付することができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、第1項の助成金又は前項の奨励金（以下「助成金等」という。）と同種の助成を受けることができるものに対し、区長は助成金等の全部又は一部を交付しないことができる。</p>
<p>（拡幅整備費及び助成金等の返還）  <b>現行条例と同趣旨。</b></p>	<p>（拡幅整備費及び助成金等の返還）</p> <p>第6条 偽りその他不正の手段により、第4条の拡幅整備及び前条の助成金等を受けたものがある</p>

改正条例骨子（案）	現行条例
	ときは、区長は、当該拡幅整備に要した費用に相当する金額又は当該助成金等の全部若しくは一部を、そのものから返還させることができる。
<p><b>【新規】（協議会の設置）</b></p> <p>1 狭あい道路の拡幅に関する施策の実施に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、（仮）杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会（以下「協議会」という。）を置くこととします。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申することとします。</p> <p>① 支障物件の設置の禁止に関する事項</p> <p>② 公表及び代執行に関する事項</p> <p>③ 事業の実施状況に関する事項</p> <p>④ 重点整備路線の指定に関する事項</p> <p>⑤ その他狭あい道路の拡幅に関する重要な事項</p> <p>3 協議会は、2の①～⑤の事項について、区長に意見を述べるができることとします。</p>	
<p><b>【新規】（重点整備路線の指定）</b></p> <p>1 区長は、拡幅整備を行う必要性が特に高いと認められる路線を、重点整備路線として指定することとします。</p>	
<p>（適用除外）</p> <p>現行条例と同趣旨。</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第7条 第4条及び第5条の規定は、次の各号の一に該当するものについては、適用しない。ただし、区長が公益上必要と認めたものについては、第4条に規定する拡幅整備を行うことができる。</p> <p>（1） 国又は地方公共団体</p> <p>（2） 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為を行う者</p> <p>（3） その他規則で定めるもの</p>
<p><b>【新規】（実施状況）</b></p> <p>1 事業の進捗状況を毎年度、公表することとします。</p>	
<p>（委任）</p> <p>現行条例と同趣旨。</p>	<p>（委任）</p> <p>第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>
<p><b>【新規】（附則）</b></p> <p>条例の施行後3年を目途として、条例の施行状況等を勘案し、条例について必要な措置を講じます。</p>	

# ご意見をお寄せください

## ～杉並区狭あい道路拡幅整備条例改正について～

次の1から3に該当する欄にご記入の上、ご意見をお書きください。(お名前等の公表はいたしません)

### 1 杉並区内にお住まいの方

お名前： \_\_\_\_\_ ご住所： \_\_\_\_\_

### 2 杉並区内に通勤・通学されている方

お名前： \_\_\_\_\_ ご住所： \_\_\_\_\_

通勤先・

学校名： \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

### 3 事業者の方

事業者名： \_\_\_\_\_ 所在地： \_\_\_\_\_ 代表者名： \_\_\_\_\_

【ご意見をご記入ください】

【提出方法】ご記入後、この用紙を受け取られた窓口にご直接提出していただくか、下記提出先あて郵便またはファクスでお送りください。

☆期 限 平成28年3月30日(水)必着

☆意見提出先 杉並区都市整備部土木管理課(狭あい道路整備担当)

〒167-8570

杉並区阿佐谷南1-15-1

電話 03-3312-2111(代表)

FAX 03-3316-2470

◎ご意見に対する区の考え方は、広報すぎなみ・区ホームページで公表する予定です。